

令和6年度

帯 広 市

除 雪 実 施 計 画

令和6年10月



都市環境部土木室道路維持課

目 次

1	除雪の基本方針	1
2	除雪の体制	5
3	除雪の実施延長	9
4	冬期間の安全管理	10
5	除雪連絡協議会	16
6	パートナーシップ除排雪	17
7	帯広市からのお願い	19
・添付資料		
	雪捨て場位置図	21
	令和6年度パートナーシップ除排雪メニュー	22

1 除雪の基本方針

1 除雪の目的

冬期間における市民生活の確保と地域経済の活動に影響を及ぼさないよう、道路交通の円滑化を図ることを目的とします。

2 除雪の期間

- ・ 令和 6 年 11 月 15 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月中旬(4 月以降の降雪時対応として)

3 除雪の出動目安

除雪は、降雪量が 10 cm～15 cmを出動の目安とし、実施します。

また、吹き溜まりが発生したときや、火災・急病人の発生などにより対応を行う緊急車両が積雪のために走行できないときは、その都度出動します。

4 除雪の実施基準と目標

除雪作業は、次頁に示した「表 1 新雪除雪施工管理区分」のもと、朝の通勤通学時間までの終了を目標に行います。

なお、降雪状況によって目標時間までに作業が終わらない場合は、継続した除雪作業を行うことがあります。

表 1 新雪除雪施工管理区分

工種	道路種別		間口 処理	道路形状	施工状況		主な除雪機械
					仕上がり状況	除雪幅	
車道除雪工(市街地区)	1 種道路 (幹線)		有	4 車線 (片側 2 車線道路)	舗装路面が 出ている状態	車道幅員の 70%以上	グレーダー タイヤショベル
	2 種道路 (準幹線)		有	2 車線+停車帯 (片側 1 車線のほか 停車帯がある道路)	舗装路面が 出ている状態	車道幅員の 70%以上	グレーダー タイヤショベル
	3 種道路 (補助幹線)		有	2 車線 (片側 1 車線で 停車帯がない道路)	舗装路面が 出ている状態	車道幅員の 70%以上	グレーダー タイヤショベル
	4 種道路	用地幅員 8m 以上	無	生活道路 (1～3 種道路 以外の道路)	最小限の 圧雪状態	4.0m～5.0m	タイヤショベル
		用地幅員 8m 未満	無			車道幅員の 60%以上	
車道除雪工(郊外地区)	3 種道路 (農村部幹線)		無	2 車線 (片側 1 車線で 停車帯がない道路)	舗装路面が 出ている状態	車道幅員の 100%	グレーダー 除雪トラック
	4 種道路	用地幅員 8m 以上	無	農村市街地	最小限の 圧雪状態	4.0m～5.0m	タイヤショベル
		用地幅員 8m 未満	無			用地幅員の 60%以上	
		農村道	無	農村道		車道幅員の 100%	
除雪工 歩道	幹線道路、市内中心部、学校周辺等で 市が指定する歩道				歩行に支障 とならない 路面状況	除雪機械の 幅による	タイヤショベル ロータリー車 ハンドガイド(人 力)

※大雪・災害時の道路状況によっては、これによらない場合があります。

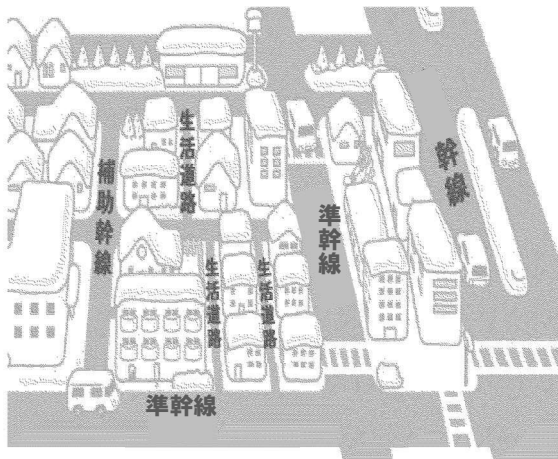


図 1 道路種別概略図

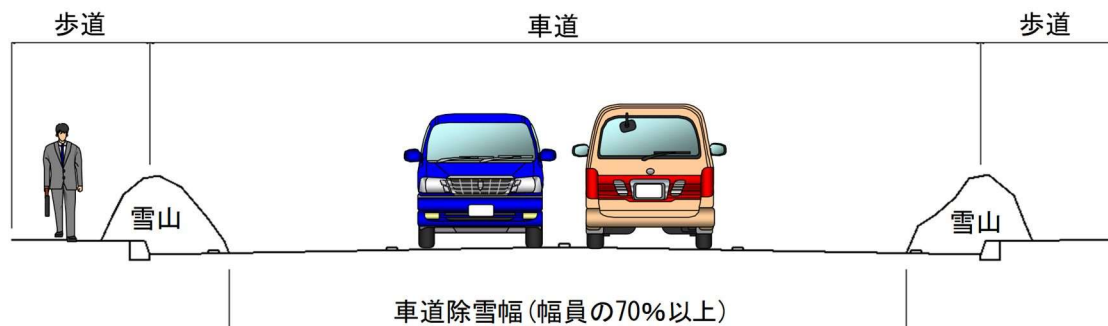


図2 除雪イメージ(幹線道路)

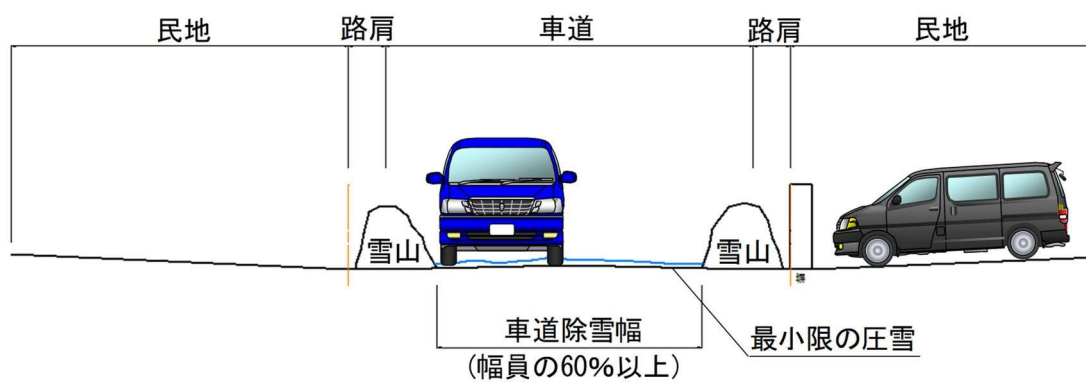


図3 除雪イメージ(生活道路)

5 除雪の基本的な流れ

一次除雪

* 新雪除雪

雪が降ったときに行う最初の除雪。降雪量10～15cmを目安に、雪質や路面状況を勘案し実施しています。



二次除雪

* 吹込除雪

吹雪により通行障害の危険性がある場合に行う除雪。

* 拡幅除雪

新雪除雪時に寄せた道路脇の雪山を、ロータリー車で削ることで車道幅を広げる作業。

* 路面整正

グレーダーなどで車道の凸凹やわだちを除去する作業。

* 運搬排雪

路肩に堆積された雪山をタイヤショベルなどでダンプトラックに積込み運搬する作業。

* 交差点雪山処理

幹線道路の交差点に積雪された雪山を除雪ドーザなどで除去する作業。

* 凍結防止剤散布

坂道や交差点など車両通行上危険な場所に凍結防止剤を散布する作業。

2 除雪の体制

1 除雪の体制

帯広市の除雪作業は、市街地の幹線道路の一部を直営除雪で行い、その他の車道や歩道を民間業者による委託除雪により行います。

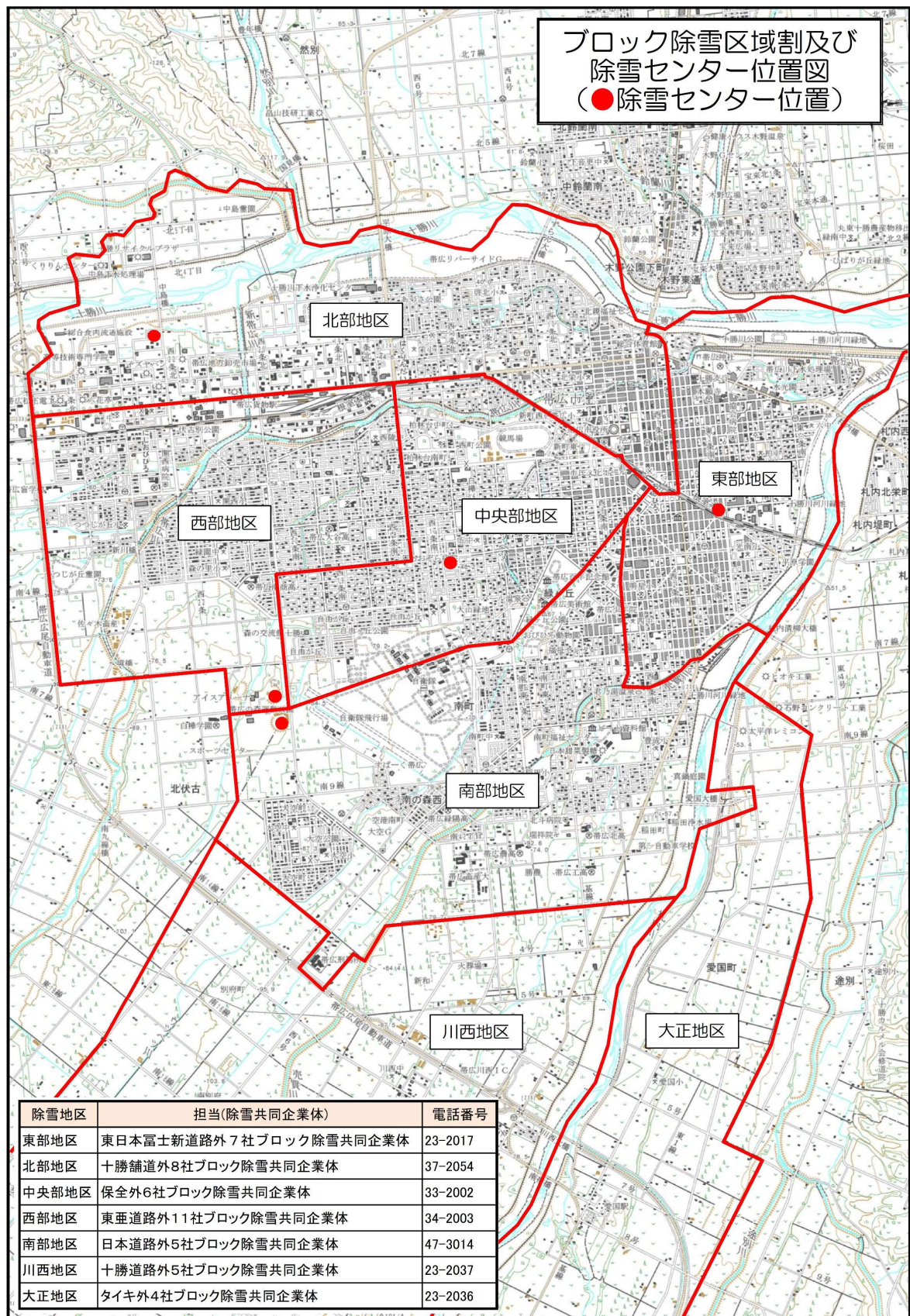
委託除雪は市内を7つの地区(ブロック)に分割し、各地区に除雪センターを設置し業務の拠点とします。

直営除雪

市内幹線道路 (一部)	帯広市 都市環境部 土木室 道路維持課	南町南 6 線 46 番地 4 (帯広市道路車両センター)
----------------	---------------------	----------------------------------

委託除雪

除 雪 地 区	担 当(除雪共同企業体)	所 在 地
東部地区	東日本富士新道路外 7 社ブロック 除雪共同企業体	東 4 条南 16 丁目 18-3
北部地区	十勝舗道外 8 社ブロック 除雪共同企業体	西 23 条北 2 丁目 17-5 (十勝舗道株式会社内)
中央部地区	保全外 6 社ブロック 除雪共同企業体	西 17 条南 5 丁目 5-1
西部地区	東亜道路外 1 1 社ブロック 除雪共同企業体	南町南 7 線 (帯広の森陸上競技場内)
南部地区	日本道路外 5 社ブロック 除雪共同企業体	南町南 7 線 56 (帯広の森野球場内)
川西地区	十勝道路外 5 社ブロック 除雪共同企業体	東 1 条南 23 丁目 8 (十勝道路株式会社内)
大正地区	タイキ外 4 社ブロック 除雪共同企業体	西 1 条南 29 丁目 17 (タイキ工業株式会社内)



2 除雪機械の概要と台数

(1) 除雪機械の概要

名 称	グレーダー	除雪トラック
役 割	車道(幹線道路)の除雪	車道(農村部)の除雪
性 能	- 鉄の刃を路面に削りながら雪や氷を除去する。 - 車体が大きく、小回りが利かない。	- プラウ(排土板)により、前方の雪をかき分ける。 - 作業速度は速いが、小回りは利かない。
		

名 称	タイヤショベル	補助ショベル
役 割	車道(生活道路)及び歩道の除雪	車道(幹線道路)の除雪(間口処理など)
性 能	- 車道用は、大型のプラウにより雪を左右に振り分ける。 - 歩道用は、小型バケットを装着している。	グレーダーで除雪後、交差点や住宅の間口等の雪処理に使用する。
		

名 称	ロータリ除雪車	ハンドガイド
役 割	歩道の除雪及び車道の拡幅除雪	歩道の除雪
性 能	前方に取り付けた刃の回転により雪を飛ばす機械。	大型の機械が入れない狭い所を除雪する小型機械。(小型機械が入れない狭い所は、人力で行う。)
		

(2) 除雪機械の台数

(台)

機 種	車 道			歩 道			計
	直営	委託	計	直営	委託	計	
グレーダー	3	37	40	—	—	—	40
除雪トラック	—	19	19	—	—	—	19
タイヤショベル	2	65	67	—	31	31	98
補助ショベル	4	69	73	—	—	—	73
ロータリ除雪車	1	2	3	—	16	16	19
ハンドガイド	—	—	—	—	6	6	6
計	10	192	202	—	53	53	255

※直営「グレーダー補助ショベル 4台」は借り上げによる

(3) 令和7年4月以降の体制

令和7年4月1日から5月中旬までは、除雪出動基準に基づく除雪体制を整え、除雪作業を行います。ただし、各地区の除雪センターは3月31日で閉鎖し、業務の拠点を市道路車両センター(道路維持課)に集約します。

(台)

機 種	車 道			歩 道			計
	直営	官貸車	計	直営	官貸車	計	
除雪トラック	—	9	9	—	—	—	9
タイヤショベル	2	—	2	—	—	—	2
グレーダー	3	9	12	—	—	—	12
ロータリ除雪車	1	—	1	—	6	6	7
計	6	18	24	—	6	6	30

3 除雪の実施延長

1 車道除雪延長

	認定路線	認定外路線	計
	除雪延長 A (km)	除雪延長 B (km)	除雪総延長 A+B (km)
市街地	797.1	38.9	836.0
川西 大正	469.7	49.9	519.6
計	1,266.8	88.8	1,355.6

※市街地：東部地区・北部地区・中央部地区・西部地区・南部地区の5地区

※認定路線：帯広市が有する道路の内、道路法に基づき市議会の議決を経て認定された道路

※認定外路線：帯広市が有する道路の内、市道認定されていない道路

2 歩道除雪延長

区 分	単位	除雪延長
機 械 除 雪	k m	433.3
人力・ハンドガイド	k m	43.3
計	k m	476.6

3 運搬排雪・拡幅路線延長

降雪量や道路の状況により、運搬排雪または拡幅除雪の実施を計画している路線です。

区 分	単位	延長
運 搬 排 雪 路 線	k m	45.8
拡 幅 路 線	k m	170.6

4 除雪延長の前年度対比

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	増△減
車道除雪延長	k m	1,356.7	1,355.6	△1.1
歩道除雪延長	k m	475.8	476.6	0.8

5 直営・委託除雪延長内訳

項 目	単位	車 道	歩 道	合 計
直 営	k m	10.0	0.0	10.0
委 託	k m	1,345.6	476.6	1,822.2
合 計	k m	1,355.6	476.6	1,832.2

4 冬期間の安全管理

1 凍結路面对策の実施

(1) ロードヒーティング・定置式路面凍結防止剤散布装置

一部の坂道や、駅の周辺にロードヒーティングや定置式路面凍結防止剤散布装置※を設置しています。

ロードヒーティング

①	西 5 号坂	緑ヶ丘 7 丁目	車道延長：207m 歩道延長：318m
②	西 6 号坂	西 16 条南 6 丁目	車道延長：210m 歩道延長：210m
③	南 8 線坂	西 15 条南 35 丁目	車道延長：96m 歩道延長：168m
④	帯広駅南周辺部 (交通広場・十勝プラザ)	西 3 条南 13 丁目外	歩道・横断歩道延長：546m
⑤	帯広駅北周辺部 (交通広場・南 11 丁目線)	西 2 条南 12 丁目外	歩道・横断歩道延長：809m
⑥	弥生通副道	西 14 条南 29 丁目	車道延長：151m 歩道延長：132m
⑦	帯広駅バスターミナル (帯広駅北側)	西 1 条南 12 丁目	歩道・横断歩道延長：297m

定置式路面凍結防止剤散布装置

⑧	西 10 号坂 (栄通)	西 20 条南 6 丁目
⑨	西 9 号坂 (19 条通)	自由が丘 4 丁目



ロードヒーティング



定置式路面凍結防止剤散布装置

※ロードヒーティング：舗装下に電熱線を埋設し、電力により路面を温め融雪する装置

※定置式路面凍結防止剤散布装置：路面の温度や雪を感知し、自動的に路面凍結を防止する薬剤を散布する装置

(2) 凍結防止剤(焼砂)散布

市内中心部にある横断歩道部のアイスパーン除去を行うほか、幹線道路の交差点や坂道を中心に、必要に応じて滑り止め用の焼砂や凍結防止剤を散布します。

(3) 砂箱の設置

路面凍結により通行が困難な坂道などに、滑り止め用の砂が入った「砂箱」を配備し、道路利用者が自由に滑り止め用の砂を利用できるようにします。

(車道用 58 か所、歩道用 4 か所)



(4) 焼砂の無料配布

生活道路や学校周辺の歩道などに散布する滑り止め用の焼砂を無料配布します。

安全・安心な道路環境維持にご協力をお願いします。



焼砂の無料配布(左：配布用焼砂、右：チラシによる周知)

2 二次除雪の実施

(1) 吹込除雪

強風によって道路上に発生する吹き溜まりにより、通行障害の危険性がある場合は、吹込除雪を実施します。

(2) 拡幅除雪

新雪除雪後に発生する雪山により道路の幅が狭くなり、車や歩行者の通行に著しく支障がある場合は、拡幅除雪を実施します。

(3) 路面整正

路面にわだちや段差が発生し通行に著しく支障がある場合は、路面整正を実施します。

(4) 運搬排雪

路肩や道路脇に高く積み上げられた雪により、車や歩行者の通行に著しく支障がある場合は、運搬排雪を実施します。

(5) 交差点の雪山処理

交差点に高く積み上げられた雪により、車や歩行者の通行に著しく支障がある場合は、雪山を低くするよう努めるほか、必要に応じて雪山の除去を実施します。

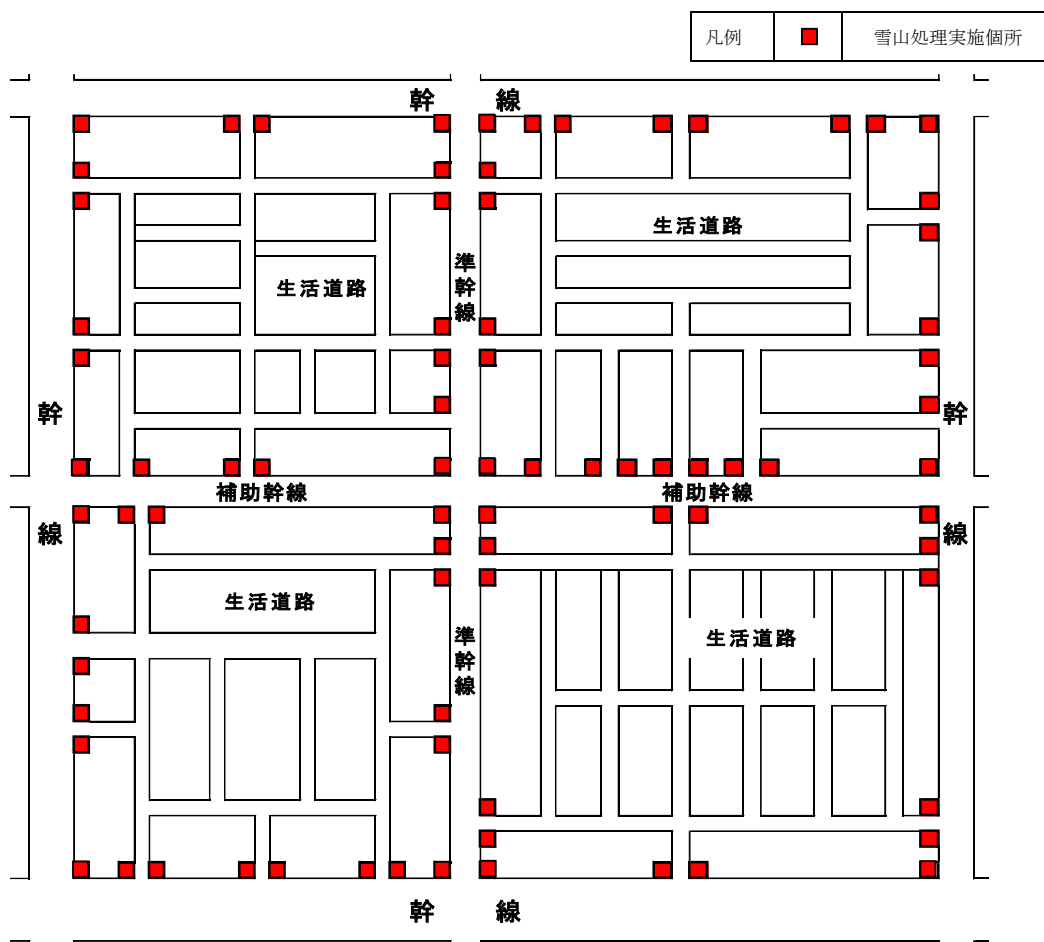


図1 雪山処理概要図



3 雪捨て場

市で指定している雪捨て場は3箇所あり、市の委託除雪業者や民間除雪業者のほか、市民の方も利用できます。

表2 雪捨て場一覧

名 称	住 所	面 積(m ²)
十勝川(西18条)雪捨て場	西18条北3丁目	40,000
札内川(依田)雪捨て場	幕別町依田	20,000
札内川(大正)雪捨て場	富士町基線19号	8,100
開設期間	令和6年11月15日 ～ 令和7年3月31日	

※詳しい位置図は添付資料「雪捨て場位置図」(P21 参照)

4 その他

(1) 道路パトロール

除雪作業後における通行幅や交差点内の雪山を確認するほか、日々の路面状況を把握するため、市と除雪共同企業体による道路パトロールを実施します。

(2) 公共用地を活用した取り組み

除排雪にかかる運搬距離等の縮減や作業の効率化を図るため、冬期末利用地となっている下水道課所管用地(調整池)や小中学校敷地を、市の委託除雪業者に限り、除排雪場所として利用します。

(3) 情報の発信

「広報おびひろ」を通じて、帯広市の除雪対策を周知するほか、ホームページや公式 SNS (LINE、Facebook、X(旧 Twitter)) を活用し、除雪の出動状況や気象庁で発表している天気予報などの情報を発信します。

広報おびひろ 令和3年12月号 2

冬の安全な交通のために おびひろの除雪

町内会の除排雪サポート制度

各町内会の除排雪方法など詳細は除排雪指導課 (☎48・2322) へお問い合わせください。

小型除雪機貸出制度

町内会に対し、手持し式の除雪機を貸し出します。申請する町内会は、事前に町内会連合会が作業士として参加する。町内会(会)は「除排雪費」に加入済みであることが必要です。

貸出期間	貸出料	貸出回数	貸出料
貸出期間	12月1日～令和4年3月31日	貸出回数	2週間以内(1シーズンにつき1回)
貸出料	1町内会あたり1台	貸出料	1町内会あたり1台
貸出料	1町内会あたり1台	貸出料	1町内会あたり1台

※除排雪費に加入していない町内会には貸出料がかかります。

パートナーシップ除雪事業推進

町内会が主体となつて行う除排雪を支援します。

申込期間 12月14日

除排雪範囲	内容	補助金
小型除雪機貸入補助	小型除雪機(1台)を町内会から借り入れる補助金	2万円以内
小型除雪機運搬補助	小型除雪機を町内会から借り入れる補助金	4万円以内
パートナーシップ除雪	町内会が主体となつて行う除排雪を支援します	1万円以内

町内会が主体となつて行う除排雪を支援します。

皆さんの除雪作業をサポートします

市では、生活道路の除排雪を支援するための制度を用意しています。ぜひご利用ください。

滑り止め用焼き砂を配布しています

生活道路などにまく雪止めの焼き砂を、市が4kg単位で配布しています。平日9時から17時の間で自由に持ちください。

配布数 1人5袋まで(1袋あたり4kg入り)

配布場所	配布期間	配布時間
帯広地区除雪センター	22・2017	22・2017
帯広地区除雪センター	22・2054	22・2054
帯広地区除雪センター	22・2002	22・2002
帯広地区除雪センター	22・2037	22・2037
帯広地区除雪センター	22・2036	22・2036

市民の皆さんへの5つのお願い

- 路上駐車をしない
- 歩道上に物を置かない
- 除雪車に近づかない
- 大雪・荒天時は早めの帰宅を
- 玄関先や車の出入り口の除雪は各家庭で

雪捨て場を利用してください

雪を無料で持ち込みます。

開設期間 令和4年3月31日まで

受付時間 6時～20時 ※雨天・凍結中止

① 雪捨て場 ② 雪捨て場 ③ 雪捨て場 ④ 雪捨て場 ⑤ 雪捨て場 ⑥ 雪捨て場 ⑦ 雪捨て場 ⑧ 雪捨て場 ⑨ 雪捨て場 ⑩ 雪捨て場

除雪作業の問い合わせは、お住まいの地区の除雪センターへ

※具体的な状況と住所を照会の上、ご依頼をお願いします。

※市道の除雪は、各地区の除雪センターへお問い合わせください。

地区	電話番号
① 帯広地区除雪センター	☎23・2017
② 帯広地区除雪センター	☎23・2054
③ 帯広地区除雪センター	☎33・2002
④ 帯広地区除雪センター	☎34・2003
⑤ 帯広地区除雪センター	☎47・3014
⑥ 帯広地区除雪センター	☎23・2037
⑦ 帯広地区除雪センター	☎23・2036

※雪捨て場の除雪作業に関する問い合わせは、帯広市環境部 環境管理課 25-1250

※雪捨て場の除雪作業に関する問い合わせは、帯広市環境部 環境管理課 27-6727

帯広市の雪対策 除雪にご協力を

ページ番号1010426 更新日 2022年2月2日

印刷 大きな文字で印刷

車道と歩道合わせて延長1,800キロメートル以上ある市道を、積られた雪で閉ざしたままに放置すると、市民の皆さんの安全が脅かされます。除雪作業の注意点や除雪作業の問い合わせ先、町内会などが行う除排雪費用の補助制度などについて紹介します。

帯広市除雪状況のお知らせ

除雪状況や出動予定の最新情報をお知らせします。

除雪作業の概要・注意点

夜間～早朝に作業します

市では、10～15センチメートルの降雪を目安に出動します。市道の除雪延長は、約1,800キロメートルあり、これは帯広市から帯広市界隈までの距離に相当します。

作業は、降雪の状況によりますが、交通安全や事故防止のため、基本的に夜間から早朝にかけて行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。降雪直後の除雪作業は、主に雪を道路脇に盛り分ける作業になります。

ご協力をお願いします(除雪作業の注意点)

除雪作業を安全・迅速・効果的に行うために、次の点のご協力をお願いします。

- 路上駐車をやめましょう。
- 道路に物を置かないでください。
- 玄関や車庫の入口の除雪は、ご家庭で処理してください。
- 雪を路上に出さないでください。
- 走行中・作業中とも危険ですので、除雪車には絶対近づかないでください。

リアルタイムな情報は、以下でも発信しています。

- 「帯広市のフェイスブック (Facebook)」ページ
- 「帯広市のツイッター (twitter)」ページ

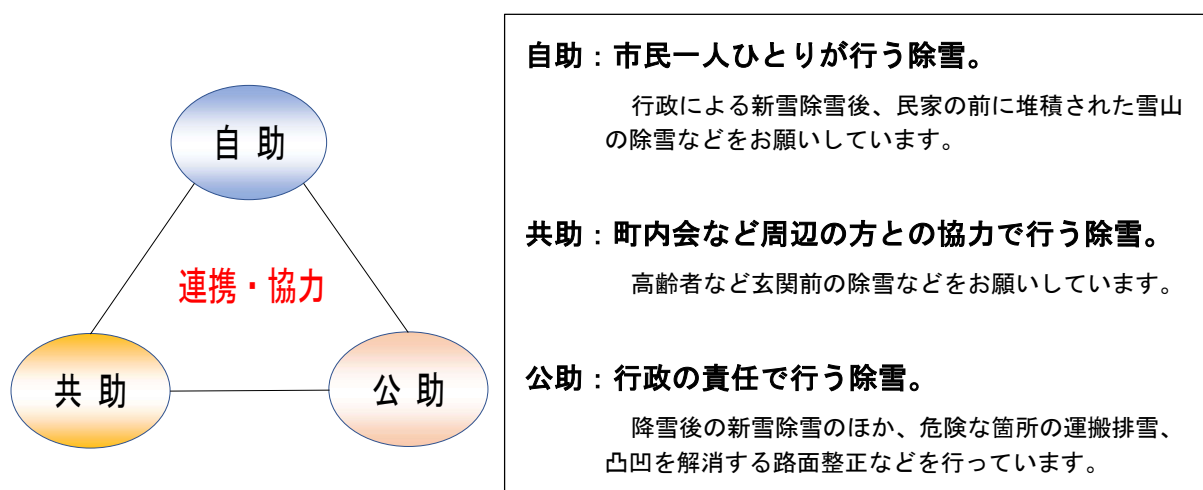
令和6年3月末時点

5 除雪連絡協議会

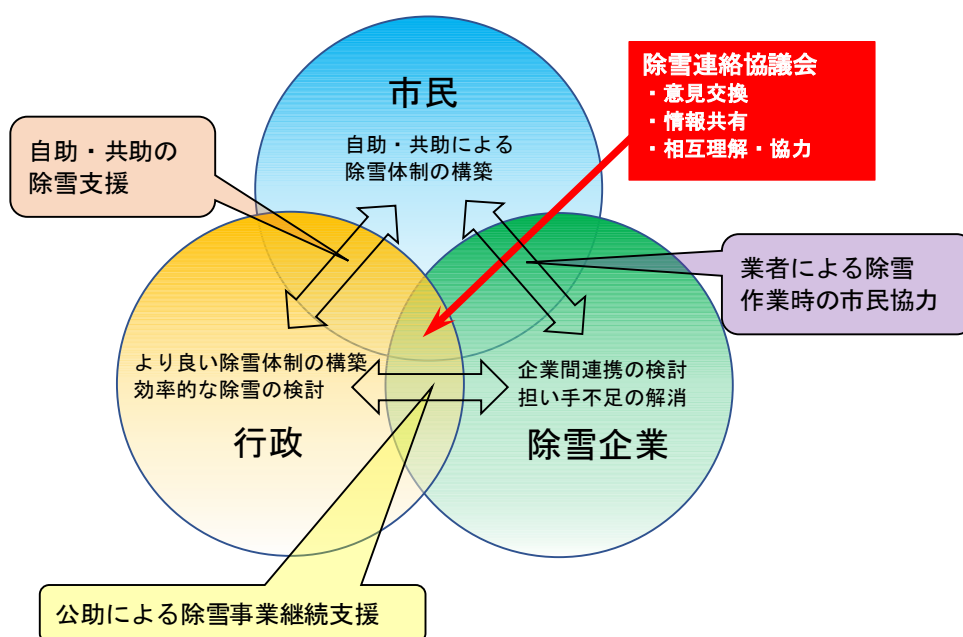
1 除雪連絡協議会

冬期間の生活環境向上に向けた方策を検討するため、市民・除雪業者・行政で構成する「総合除雪連絡協議会」とブロックごとに構成する「地区除雪連絡協議会」を設置しています。

それぞれの代表者が対等の立場で協議を行い、今後の自助・共助・公助の三助による除雪体制の構築を目指すべく情報発信を行い、連携をより強いものとしていきます。



三助による連携・協力



除雪連絡協議会の概念図

6 パートナースhip除雪事業

1 パートナースhip除排雪制度

除雪を行うことにより、生活道路両側の雪山が大きくなります。それに伴い道路幅が狭くなることで通行が困難になり、地先の方や利用する市民から排雪に対する要望・意見が多く寄せられます。

また、高齢者や身体に障害のある方々、いわゆる「除雪弱者」の玄関先除雪の要望も増えています。

このことから、冬の暮らしを快適にするための一助として、自助・共助による除排雪支援を行っています。

2 パートナースhip除排雪メニュー

(1) 小型除雪機械購入補助(ハンドガイド及び小型融雪機械)

町内会が市道の除雪を行う際に使用する小型除雪機を購入する場合、購入費の半額を補助する制度です。

(2) 小型除雪機の借上補助(ハンドガイド及び小型ショベル)

町内会が市道の除雪を行う際に使用する小型除雪機を借上する場合、借上費の半額を補助する制度です。

(3) パートナースhip排雪補助

町内会が業者と協議し、実施計画を立案のうえ排雪を実施する場合、その費用の半額を補助する制度です。対象は地域内の市道ですが、交差点の排雪や高齢者などの玄関先の除排雪も地先の方と合意が得られた場合には対象となります。

(4) 町内あき地利用

町内会区域内のあき地について、地主から町内会の堆雪場として了承をもらい、使用する場合は費用を補助する制度です。

3 小型除雪機貸出制度

狭くなった道路の除雪や、地域に居住する高齢者宅周辺の除雪を行う場合、市でリースしたハンドガイド除雪機を無料で貸出しする制度です。

4 注意事項

- ・ 補助の金額にはそれぞれ上限があります。
- ・ 複数の町内会が共同で申請することが可能です。
- ・ (1)から(3)は、1 シーズン 1 項目の利用に限りませんが、(4)町内あき地利用についてのみ(1)から(3)との重複利用を可能とします。
- ・ 小型除雪機貸出制度は、原則 1 町内会当り 1 シーズン 1 回限りかつ 2 週間以内の利用において貸出し、市道の除雪を行っていただくものです。

7 帯広市からのお願い

1 市民へのお願い

円滑な除雪作業を行うため、「広報おびひろ」や「くらしのガイド」などの媒体を活用し、下記の6点について、協力をお願いしていきます。

(1) 路上駐車禁止

除雪作業に著しく支障をきたすため、作業時間が遅れるだけでなく、場所によっては除雪作業そのものがないこともあります。

路上駐車は絶対にやめてください。



(2) 玄関前の雪山処理

生活道路では、除雪後に帯状の雪山が家の前に残ってしまいます。

玄関前の雪の処理は各家庭でお願いします。
ご理解とご協力をお願いします。



(3) 道路への雪出し防止

道路へ雪出しをすると、除雪作業が遅れるだけでなく、わだちやザクザク道路の原因となり、大変危険です。

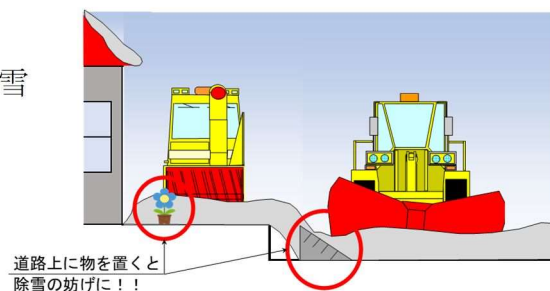
車道への雪出しは絶対にやめてください。



(4) 道路上に物を置かない

除雪作業の支障となるだけでなく、除雪機械の故障の原因にもなります。

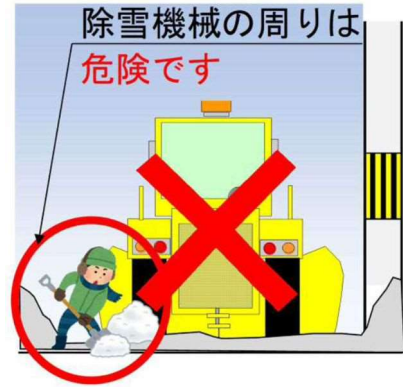
道路上に物は置かないでください。



(5) 除雪車への接近禁止

除雪車は視界も狭く、周囲は非常に危険です。

絶対に近づかないでください。

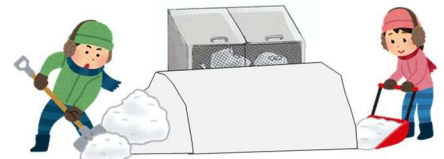


(6) ごみステーションの管理

降雪量によってはゴミステーションの前に帯状の雪が残ってしまいます。

ゴミステーション前の除雪は町内会の皆様でお願いいたします。

ゴミステーション前の除雪をお願いします。



2 除雪連絡協議会へのお願い

「1. 市民へのお願い」に記載した6点について、除雪連絡協議会を通して効果的な啓発に努めるほか、自助・共助の除雪体制の構築に向けて連携を強化していきます。

3 関係機関、団体へのお願い

安全・安心な道路環境維持に向けて、下記の関係機関に対して協力をお願いします。

(1) 帯広警察署

路上駐車や道路への雪出しに対して注意を呼びかけられるよう連携をお願いします。

(2) 帯広開発建設部

国道と市道との交差点部について、スムーズな除雪作業ができるよう連携をお願いします。

(3) 帯広建設管理部

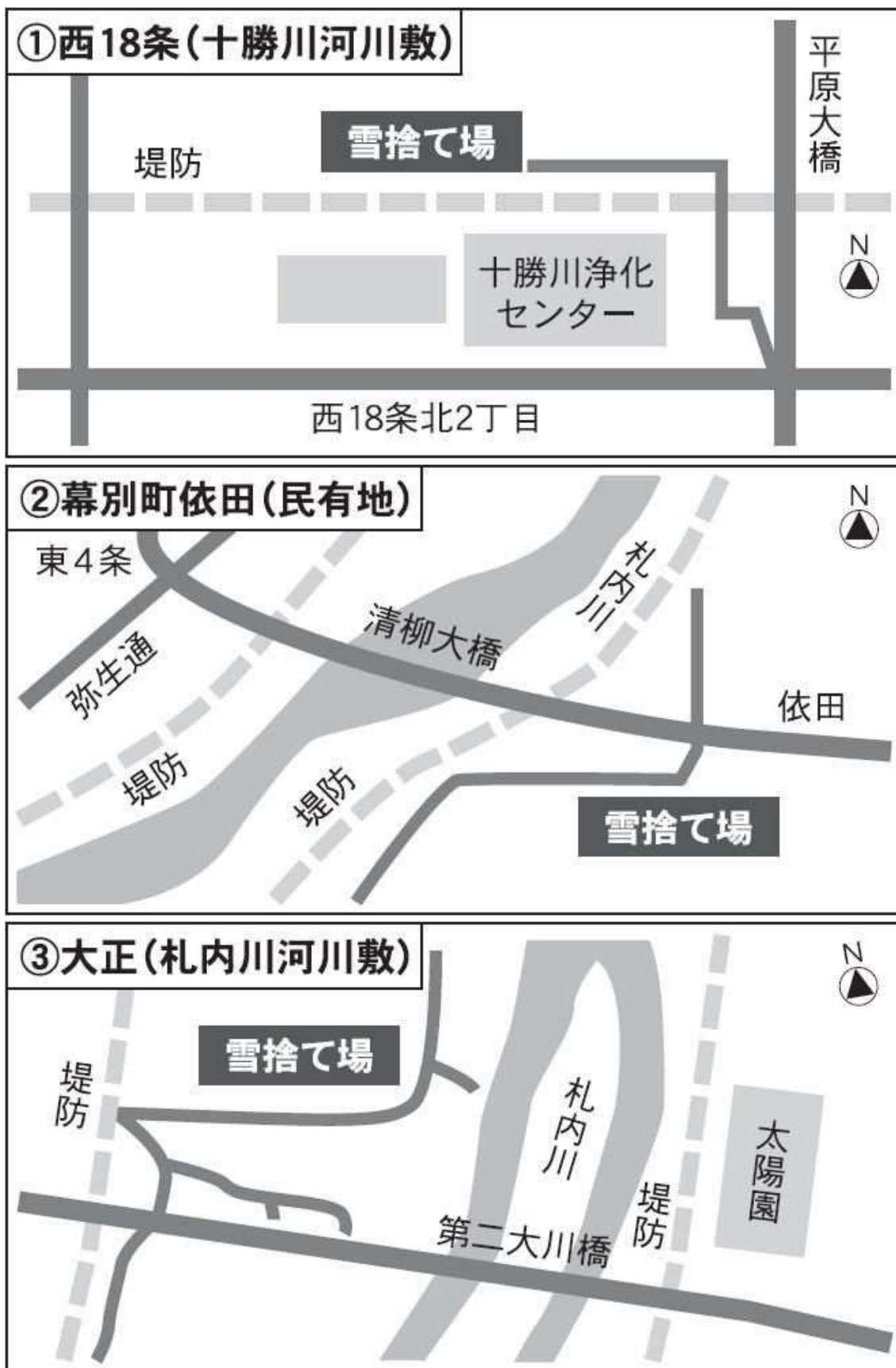
道道と市道との交差点部について、スムーズな除雪作業ができるよう連携をお願いします。

(4) 市内小中学校

学校周辺及び通学路の安全確保に向けて、学校敷地内への排雪など協力をお願いします。

添 付 資 料

雪捨て場位置図



令和 6年度 パートナーシップ除雪事業メニュー

項 目	補助金額等	申請者	内 容	備 考
①小型除雪機械 購入補助	22万円以内	町内会長	・町内会が地域の市道除雪及び地域に居住する高齢者や障がい者の玄関先除雪をしようとするために小型除雪機械を購入するとき、その半額を助成する。 ・1町内会1台とする。 ・処分制限がある。	・小型融雪機械を含む。 ・複数町内会の申請可能。 ・町内あき土地利用制度と重複利用が可能。
②小型除雪機械 借上補助	1年 4万8千円以内	町内会長	・町内会が地域の市道除雪及び地域に居住する高齢者や障がい者の玄関先除雪をしようとするために小型除雪機械を借上げするとき、その半額を助成する。	・小型融雪機械・中古の小型除雪機械を含む。 ・複数町内会の申請可能。 ・町内あき土地利用制度と重複利用が可能。
③パートナーシップ 排雪	1km当たり 38万円以内	町内会長	・町内会が主体となって排雪の実施計画をたてて市に申請する。 ・排雪対象は、地域内の市道のみとし私有地は含まないが、高齢者や障がい者の玄関先の除排雪も町内会の合意が得られれば、対象にできる。 ・町内会は、実施業者を決定し、実施日時・実施機械の選考等を実施業者と調整する。 ・利用は、1シーズンにつき1町内1回とする。 ・市と町内会は、要した費用の半額をそれぞれ負担する。	・交差点のみの排雪含む。 ・複数町内会の申請可能。 ・町内あき土地利用制度と重複利用が可能。
④町内あき土地利用 制度	330㎡未満 10千円 330㎡～660㎡未満 15千円 660㎡以上 20千円	町内会長	・町内会は、町内の雪堆積場として使用するため、町内にある空き地を地主から借りうける。 ・町内会は、契約期間が満了したときには町内会の責任で原状に回復させて土地を地主に返還する。	・複数町内会の申請可能。 ・①～③のメニューと重複利用が可能。

○受付期間：令和6年11月1日（金）～令和7年1月31日（金）

※ 先着順とし、予算に達し次第受付を締め切ります。

※ 受付初日に多数の申し込みがあった場合のみ、抽選を行います。

【除排雪に関するお問い合わせ】

- ・ 帯広市都市環境部土木室道路維持課 0155-48-2322
- ・ 除雪センター
 - 東部地区除雪センター 0155-23-2017
 - 北部地区除雪センター 0155-37-2054
 - 中央部地区除雪センター 0155-33-2002
 - 西部地区除雪センター 0155-34-2003
 - 南部地区除雪センター 0155-47-3014
 - 川西地区除雪センター 0155-23-2037
 - 大正地区除雪センター 0155-23-2036

【インターネットによる市道の除雪状況確認について】

市道の除雪情報は帯広市ホームページ、もしくはツイッターやフェイスブックから確認できますので、ご利用ください。

- ・ 帯広市ホームページ <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp>
- ・ 帯広市ツイッター http://twitter.com/obihiro_city
- ・ 帯広市フェイスブック <http://ja-jp.facebook.com/obihirocity>
- ・ 帯広市 Yahoo!くらし <https://kurashi.yahoo.co.jp/hokkaido/01207>

帯 広 市 除 雪 実 施 計 画

令和6年10月作成

発行 帯広市都市環境部土木室道路維持課
帯広市南町南6線46番地4
電 話 (0155) 48-2322
F A X (0155) 48-2319